

令和7年度八戸市公衆浴場施設整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、公衆浴場施設の整備を推進することで、公衆衛生水準の向上を図ることを目的とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに八戸市内における公衆浴場の施設整備事業及び付帯設備整備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、令和7年度の予算の範囲内において、公衆浴場の経営者に対し八戸市公衆浴場施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付対象)

第2 補助金の交付対象となる施設は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受け、かつ、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、青森県知事が定めた公衆浴場入浴料金の価格により入浴料金が統制されている公衆浴場とする。

(交付要件)

第3 補助金の申請をしようとする者は、市税（市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）を直近3箇年分の間滞納していないこと。

(対象経費及び補助金の額)

第4 第1に規定する経費及び補助金の額は別表のとおりとする。

(交付申請)

第5 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により、市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 収支予算書（別記第3号様式）

(3) 工事見積書の写し

(4) 第3の要件を証明するための納税証明書、又は市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（別記第4号様式）

(5) その他市長が必要とする書類

3 第1項の申請をするにあたり、八戸市以外の補助金等がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

4 施設整備事業及び付帯設備整備事業の重複申請はこれを妨げるものではない。

5 施設整備事業の申請は公衆浴場1施設につき1回とする。

6 第13に定める期間中は、その後の補助金の交付申請はできないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(交付の条件)

第6 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（第13に規定するものに限る。以下同じ。）に関して、市が帳簿の提示及び現地調査を求めた場合には、これに応じなければならない。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸付し、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、市長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(交付決定の通知)

第7 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(取下期日)

第8 規則第6条第1項の規定により、市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して30日とする。

(実績報告)

第9 規則第12条の実績報告は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別記第6号様式）により行うものとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（別記第2号様式）

(2) 収支精算書（別記第3号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第5により補助金交付申請書を提出した後において、八戸市以外の補助金等が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(確定)

第10 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(交付時期)

第11 補助金は、規則第13条の規定によりその額が確定した後、補助事業者からの請求に基づき、一括交付する。

(処分の制限を受ける財産)

第12 規則第19条第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、施設整備事業及び付帯設備整備事業により得た財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第13 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、施設整備事業により得た財産については6年とし、付帯設備整備事業により得た財産は10年とする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する

別表（第4関係）

事業	補助対象経費	補助金の額
施設整備事業	既存の公衆浴場施設の釜（浴槽用のボイラー及びこれに類する機器）取替工事に要する経費	左の事業を行うのに要する経費（消費税及び地方消費税を除く）の3分の1に相当する額（千円未満の端数切捨て）以内で、上限65万円
付帯設備整備事業	既存の公衆浴場施設における転倒防止対策のための、手すり、玄関スロープ、すべり止め等の設置及び改修に要する経費	左の事業を行うのに要する経費（消費税及び地方消費税を除く）の3分の1に相当する額（千円未満の端数切捨て）以内で、上限5万円